

宮城県イノシシ捕獲等事業実施計画（案）

平成 27 年 月
宮 城 県

1 計画策定の背景及び目的

本県では、縄文時代の貝塚などからイノシシの遺骸やイノシシを模した動物形土製品が出土されるなど古くはイノシシが県内全域に生息していたと見られるが、明治期に西洋から導入したブタによる豚コレラの蔓延によりイノシシは死滅し、長らく生息の空白域とされていた。

1978年(昭和53年)の「自然環境保全基礎調査(環境庁)」では、イノシシの生息域は丸森町を中心とする本県南部が北限とされ、県内における生息域・被害地域も限定的なものであったが、近年は、生息域及び農業被害地域は、仙台市を中心とする県中部にまで拡大し、農作物(タケノコ、シイタケ等を含む。)に深刻な打撃を与えるようになった。

被害地域では、柵の設置や有害鳥獣捕獲・個体数調整などの防除対策を実施し、被害軽減に努めてきたが、生息数が減少するまでには至っていないと見られ、生息域は県北部にまで拡大していて、農業被害額も減っていない状況にある。

このため、イノシシを適正に保護管理することにより、農業被害の軽減と人と野生鳥獣との共存を図ることを目的として、鳥獣保護法に基づき平成25年3月に第二期宮城県イノシシ保護管理計画を策定した。

当県のイノシシの生息個体数については、平成26年度に環境省が実施した階層ベイズ法による東北ブロックの推定生息数及び捕獲頭数等から平成23年度期末(平成24年度期首)時点で25,134頭と推定した。

当県では、計画的な捕獲を行い平成35年度末までに全県で約14,300頭まで減少させることを目標とする。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

平成27年5月29日から平成28年3月31日まで

4 計画の対象とする区域

平成27年度については、第二期宮城県イノシシ管理計画で定める重点区域(20市町村)を対象とし、原則として、生息域の広域化を未然に防ぐという観点から生息密度が低い段階にある県北部を行う。

◎重点区域(20市町村)

仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、大和町、大衡村、色麻町、加美町

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

本事業においては、目標のうち県実施分の捕獲を行う。

単位：頭

	県実施分	市町村実施分	計(目標)
重点区域	70	5,530	5,600

※ 原則として県北部。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

- ・ 猟法は銃猟及びわな猟とし、銃猟については主にグループによる猟で犬を使った追い出し方法により行う。
- ・ 作業手順及び安全管理については、猟友会等が開催する講習会・研修会への参加を促し捕獲実施に際しての事故防止に向けた指導を行う。
- ・ 錯誤捕獲については、原則として放鳥獣するものとするが、人身被害等が予測される場合は、法令等に従い適切に処理する。
- ・ 回収・処分方法については、原則として埋設又は焼却処理を行う。

(2) 捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項

実施しない。

(3) 夜間銃猟に関する事項

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

事業主体は宮城県で委託事業により実施する。また、鳥獣捕獲については特殊技術が求められることから、委託先は認定鳥獣捕獲等事業者又は宮城県猟友会とする。

なお、本事業に対する評価等については、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会において行う。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

事業の実施に際しては、関係市町及び所管警察署等に対して委託内容等の周知を図る。また、受託者は責任者を定め、その指揮監督の下に捕獲の実施を行う。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

連絡用無線機やドックマーカ等の使用に際しては、電波法等関係法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

猟犬を使用する際には訓練を確実にを行い、住民等に危害を及ぼすことのないようにするとともに、必ず使用者の元に戻ってくるように訓練して確実な回収に努める。

(3) 地域社会への配慮

事業実施に際しては、関係市町と実施区域、実施日時、実施方法等の情報共有を図り実施する。